

平成31年監査基本計画

1 都政をめぐる状況と監査

都政においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで2年を切り、準備が佳境を迎える中、防災対策や人口減少と超高齢化など直面する課題に対する取組を着実に推進していくことが求められており、都民の関心も高まっている。

また、平成29年の地方自治法の改正に伴い、都は今後、内部統制の体制を整備し、事務の適正性の確保を図るとともに、事業の効率性・実効性を一層向上させていかなければならない。

こうした状況において、監査に対する都民の期待はますます高まっていることから、各局の事務・事業のリスクの重要度を踏まえ、経済性、効率性、有効性の観点に基づく監査の強化を行い、監査品質の向上を図るとともに、社会動向や都民ニーズに応える監査結果等の積極的な情報発信に努めていく。

2 基本方針

- (1) 都の事務や事業について、合規性はもとより、その業績や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民目線に立った検証を行う。
- (2) 都の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた、重点的かつ横断的な監査を行い、業務プロセスの効率化や内部統制に資する監査を実施する。
- (3) 定例監査、工事監査、財政援助団体等監査の三つの監査を有機的かつ多角的に連携させ、事務部門と技術部門とが相互協力することにより、相乗効果の高い監査を実施する。
- (4) 専門性の高い分野については、外部の監査専門委員を積極的に活用するなど、内容の充実を図る。
- (5) 各監査においてICTを活用し、都が保有するデータを多角的に分析する「大量データ分析型」監査を試行的に実施する。

- (6) 都におけるICTの重要性に鑑み、ICTガバナンスの強化に資するシステム監査を実施する。
- (7) 監査の結果の報告について、図や表を活用し、都民に一層わかりやすく表記することはもとより、監査委員の考え方や活動、監査計画、改善状況についても多様な広報媒体を活用して、積極的に発信する。
- (8) 監査結果や各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックの内容を充実し、再発防止の徹底を図るとともに、各局の自主的な事務・事業の改善を後押しする。

3 各監査の留意事項

(1) 定例監査

ア 局別重点監査事項

監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、局ごとにテーマを選定する。

イ 全庁重点監査事項

「補助金」(注)を全庁共通の重点監査事項に設定する。

補助金は、補助対象団体等の事業の公益性に着目し、一定の資金を交付することによって、当該事業の促進を支援するものであり、都においても一般歳出予算の約3割を占め、内容も多岐に渡っている。

補助金の支出に当たっては、規則、要綱等規程を作成し、手続を明確にすることにより、適正に処理することが求められており、社会・経済情勢の推移、行政需要の変化に対応して絶えずその必要性を見直すことが要請されている。

このため、各局の補助金について、交付事務の適正性、事業の目的、期待する効果に適ったものとなっているかについて監査を行う。

(注) 補助金には負担金・交付金も含む

ウ その他留意事項

(ア) 都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(イ) 契約については、競争性の確保や積算金額、予定価格の漏えい防止等の情報管理が適切に行われているかの確認を強化する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

都は、持続可能な都市・東京の実現を目指し、震災時の緊急輸送道路における橋梁の再整備、局地的な集中豪雨などの災害に対する施設の整備や、防災上重要な建築物の耐震化など、安心・安全に資する防災事業を推し進めている。

こうしたなか、自然災害による人的被害、経済的被害を最小限に抑える上で公共施設等の性能確保は極めて重要である。

このため、「性能確保」を重点監査事項として選定し、各局を統一的・横断的に検証する。

イ その他留意事項

(ア) 案件ごとに、契約金額が高額なもの、落札率が高いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかの確認を強化する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 監査対象団体ごとのリスクに対応した監査を実施する。

イ 公の施設の指定管理業務を行う団体については、団体の持つノウハウを活かし、施設の管理運営を目的に沿って、効果的、効率的に行なっているか検証する。

(4) 行政監査

前2か年の総仕上げとして、引き続きICTに関するテーマで実施する。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各審査及び検査は、各監査の結果などを有機的に連携させ、効果的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	平成31年1月 ～平成31年8月	平成31年9月
工事監査	平成31年1月 ～平成32年1月	平成32年2月
財政援助団体等監査	平成31年9月 ～平成32年1月	平成32年2月
行政監査	開始時期未定(注) ～平成32年1月	平成32年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	平成31年7月 ～平成31年8月	平成31年9月
公営企業各会計決算審査	平成31年6月 ～平成31年8月	平成31年9月
例月出納検査	平成31年1月 ～平成31年12月	平成31年6月、9月、12月 及び平成32年2月
健全化判断比率等審査	平成31年7月 ～平成31年8月	平成31年9月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		平成31年6月、12月

(注) 行政監査の開始時期は実施計画で決定